

利用してください

生活再建のための 各種支援制度

被災した皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。現在旭市は、ボランティアや民間事業者の皆さんの協力で、被災した地域のがれきの撤去作業が進み、主要な道路が機能を始めました。また被災した皆さんへの応急仮設住宅も着工し、少しずつですが着実に復興への道を歩み始めております。

市では被災者支援室を設置し、市民の皆さんの生活再建のため、全力で取り組んでおります。皆様には、多くの不便をお掛けしていることと思いますが、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

旭市長 明智忠直

住宅の応急修理

災害により被害を受けた住宅を応急修理する場合、1世帯当たり52万円を限度として、その費用を市が修理業者へ支払います。

【対象】

- 次のすべてを満たすこと。
- 住宅が半壊以上の被害を受けていること
- 応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となる世帯
- 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借り上げを含む)を利用しないこと

※所得要件があります。

※対象となる修理

- 居室、炊事場、浴室、便所など日常生活に必要不可欠で緊急性を要する部分

【応急修理の場所や方法】

- 地震、津波による被害と直接関係のある修理
- 内装に関するものは対象外
- 家電製品は対象外
- くわしくは、財政課管財班(☎62・5315)へ。

被災者生活再建支援金

災害で住宅が全壊するなど、

生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、支援金を支給します。

【対象】

- 住宅が全壊した世帯
- 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯(大規模半壊)

住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯

【支援金の額】

全壊世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円の基礎支援金が支給され、加算支援金として、住宅を建設・購入する場合は200万円、補修する場合は100万円を支給します。

※単身世帯の場合は、4分の3の額です。

くわしくは、企画課被災者支援室(☎62・5367)へ。

災害見舞金(市単独)

市では、被災した住宅を対象に見舞金を支給します。

【対象】

- 東日本大震災により住宅に被害を受けた、旭市に住民登録のある世帯

※店舗部分および1戸建て賃貸住宅、共同住宅(アパート)は対象外です。

【支給額】

- 被害の程度に応じて、30万円から2万円

くわしくは、社会福祉課社会班(☎62・5317)へ。

災害援護資金

災害により世帯主が負傷した世帯、住宅や家財などに被害を受けた世帯に、生活再建に必要な資金の貸し付けを行います。

【対象】

- 次のいずれかの世帯。
- 世帯主が災害により1か月以上

上の負傷がある

- 家財の3分の1以上に被害を受けた
- 住居が半壊または全壊した

【貸付額】

- 被害の程度に応じて、350万円から150万円

【利率・償還期間】

- 利率/年3%(措置期間は無利子)
- 措置期間/3年
- 償還期間/10年(措置期間含む)

くわしくは、社会福祉課社会班(☎62・5317)へ。

教えて！ 災害廃棄物の処理

Q災害で出たごみはどのように処分したらいいの？

市の委託業者が、市内全域を順次収集に回っています。交通の支障にならないよう、公道沿いに出しておいてください。家の前の道路が狭いなど、交通に支障をきたす場合は、連絡してください。

Q被害を受けた家屋の解体廃棄物の処分はどうすればいいの？

家屋の解体廃棄物も、市の委託する業者が一時集積場所へ運搬しています。対象は個人の住宅に限ります。くわしくは、問い合わせてください。

Q被災した家屋の解体費用に補助金は？

ありません。

Q災害ごみの受け入れはいつまでやるの？

5月中旬まで行い、その後の対応は検討中です。

問い合わせ先

環境課環境政策班(☎62-5328)
建設課管理班(☎57-1191)

原発事故による放射線の影響はありません

4月6日現在、飲料水や大気中の放射線量は、健康に影響を与えるレベルではありません。

最新情報は、市ホームページで。

